

議案第41号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について
国保医療課	住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。
<p>【改正規約】 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約</p> <p>【改正趣旨】 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、外国人住民も日本人と同様に住民票が作成されるなど、住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなるに当たり、当該規約の規定の整備を行うもの</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第291条の3第3項</p> <p>【改正内容】 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 別表第2備考1及び2中「及び外国人登録原票」を削る。</p> <p>【施行期日】 平成24年7月9日</p>	